

独立行政法人奄美群島振興開発基金の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令要綱

第一 関係政令の整備

1 奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正し、独立行政法人奄美群島振興開発基金が毎事業年度において国庫等に納付すべき額の算定方法等について定めること。
(第一条関係)

2 地方自治法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うこと。
(第二条から第十二条まで関係)

第二 経過措置

1 独立行政法人奄美群島振興開発基金が承継する資産に係る評価委員の任命等について定めること。

(第十三条関係)

2 奄美群島振興開発基金の解散の登記の嘱託等について定めること。
(第十四条関係)

3 承継した債権の回収に関する事務を委託する金融機関について定めること。
(第十五条関係)

第三 附則

この政令の施行期日について定めること。